

2019 年 12 月 18 日

石垣市長 中山義隆殿

石垣市 企画部観光文化課 御中

石垣市 建設部都市建設課 御中

白保リゾートホテル問題連絡協議会

会長 山城吉博

渉外担当 柳田裕行

石垣市白保 1 1 8

市の観光行政および景観行政についての要望書

当会は、白保地域で観光業を営む事業者等の協力を得て、実際に白保に訪れた観光客を対象に今年 7 月に「白保の景観についてのアンケート」を実施しました。実施概要および集計結果と評価は別紙アンケート報告をご覧ください。集計結果により観光・景観行政が連携した保全の重要性が明らかになりましたので、市長及び観光振興を所管する課と景観行政を所管する課を宛先として、次の要望をいたします。

【要望とその理由】

1. 白保地域の農村景観がもつ観光価値を保全することを目的とした建築物の高さに関わる基準の見直しや新たな施策の実施。

白保を訪れる観光客は、白保集落を中心とした農村景観に魅力を感じ、観光の目的としている。現在、石垣市風景計画では、白保集落内の景観形成に重大な影響を与える建築物の高さに関する基準が原則 10 m となっている。また白保集落周辺の自然風景域と農村風景域では、建築物の高さ制限がそれぞれ原則 7 m、10 m となっていたものが平成 30 年 6 月に一部*を除いて撤廃され、基準がなくなってしまった。沖縄県の石垣都市計画では、白保集落は「景観地区の指定検討」となっているが、石垣市による働きかけは全くなく、市の景観行政と整合していない。現在の規制基準では、10 m 前後の 3 階建て建築物によって赤瓦の住宅とフクギの屋敷林と敷地を囲む石垣からなる白保らしさが失われてしまう。同じく集落周辺の建築物の高さに対して、市が指導や誘導を行う根拠がないので、このままでは観光客が沖縄らしさと癒しを感じる白保の観光価値が失われてしまう。

*岡（むり）地区 半径 100 m の与那岡（ユナムリ）地区

2. 地域の自然的・文化的景観を地域の多様性として保全に取り組む「白保村ゆらていく憲章」とその取組みを観光基本計画および風景計画へ反映・連携させること。

(1) 観光振興策としてリピーターの醸成は重要な課題であるところ、地域の自然的・文化的景観を保全することは持続的な観光をもたらすことがアンケート結果から明らかになった。

しかし、石垣市の現在の景観保全策は、景観地区に指定されている3カ所（観音堂、川平、獅子森）を除いて、集落ごとの多様性を反映するような施策になっておらず、広範囲な眺望の保全に偏っており、観光客が地域の多様性を楽しむ目線に欠けている。特に白保地区では2006年に住民の自治組織である白保公民館が独自に「白保村ゆらていく憲章」を定めて、地域の自然的・文化的景観を保全する取り組みを行っているが、市の観光・景観行政との連携がない。

景観法では基本理念を次のように定められている通り、良好な景観を保全する住民の取り組みが市の観光基本計画・風景計画に反映され、連携することは国の目指すところでもある。

景観法

(基本理念)

第二条

- 3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
- 4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

(2) 白保地域住民が目指しているのは持続的な暮らしであり、本アンケートの結果を基に積極的な観光振興策や観光客増を求めているわけではない。集落内への観光客の急激な流入やレンタカーによる交通量の増加は、かえって住民の暮らしの脅威になる。「白保村ゆらていく憲章」と連携した観光・景観行政による景観保全策は、持続的な観光をもたらすだけでなく、こういった脅威を抑制することにつながり、住民の目指す持続的な暮らしも同時に成立させることにつながる。

以上

アンケートの集計結果と評価は当会ホームページで公開しています。

<https://shirahohotelmondai.wixsite.com/shirahohotelmondai>

白保リゾートホテル問題連絡協議会について

当協議会は、白保地域の住民を中心とした約50名の団体です。白保公民館傘下・関連4団体（白保魚湧く海保全協議会、白保ハーリー組合、白保日曜市運営組合、NPO 夏花）から成り、白保地域の環境保全活動に関わっています。

＜協議会 HP は「白保リゾートホテル問題」で検索できます。＞